

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会の信頼を得て企業価値の向上を図るため、経営の健全性及び透明性を高めるコーポレート・ガバナンスの構築に鋭意取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,464,000	8.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,981,352	4.94
日本生命保険相互会社	3,003,554	2.98
明治安田生命保険相互会社	3,000,650	2.98
岩通グループ従業員持株会	2,274,038	2.26
日本証券金融株式会社	1,912,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	1,813,000	1.80
岩通協力企業持株会	1,805,563	1.80
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,667,250	1.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,653,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は以下のとおり、株券等の大量保有の状況に関する報告書の写しの送付を受けておりますが、平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

保有者：三井住友信託銀行株式会社 他2名

報告義務発生日：平成24年4月13日

保有株券等の数：5,106,000株

株券等保有割合：5.07%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島秀之	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島秀之	○	該当なし	【社外取締役としての選任理由】 同氏は、証券会社での豊富な経歴及び取締役として培ってきた経験や見識から、当社の経営に対して有益なご意見や率直な指摘をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人は、監査の計画、方針について協議し、監査の概要に関しては随時情報交換を行っています。
常勤監査役と内部監査部門であるコンプライアンス推進室は、内部監査の実施状況等に関する情報共有や課題への対応に関する意見交換のため、月1回程度の協議を行い連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田陽一	他の会社の出身者										△			
野田智彦	他の会社の出身者										△			
星義隆	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田陽一	○	・藤田陽一氏は、独立役員であります。 ・同氏は、保険料の支払い等で当社と経常的な取引のある日本生命保険相互会社の出身ですが、同社との取引金額は、当社グループの連結売上高に対する割合で約0.3%と僅少であります。	【社外監査役としての選任理由】 生命保険会社での豊富な経歴及び他社で取締役として培ってきた経験や見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 藤田陽一氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
野田智彦	○	・野田智彦氏は、独立役員であります。 ・同氏は、当社と経常的な取引のある株式会社三菱東京UFJ銀行(旧 株式会社三和銀行、株式会社UFJ銀行)の出身で	【社外監査役としての選任理由】 金融機関での豊富な経歴及び他社で取締役として培ってきた経験や見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として

		すが、平成27年3月31日現在において、同行からの借入はありません。	【指定した理由】 野田智彦氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
星義隆	○	・星義隆氏は、独立役員であります。 ・同氏は、通信の分野で当社と取引がある株式会社NTTドコモの出身ですが、同社との取引金額は、平成27年3月期においては当社グループの連結売上高に対する割合で約0.02%と僅少であります。	【社外監査役としての選任理由】 電気通信事業者での豊富な経歴及び見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査することができるかと判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 星義隆氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当該制度の導入については、その内容や効果、株式市場その他に対する影響等について現在検討中です。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額 平成26年度実績
取締役6名 108百万円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は、取締役の報酬とは別に34百万円支給されています。）
監査役6名 29百万円

なお、上記の取締役及び監査役の員数とその報酬額には下記の内容が含まれています。
社外取締役及び社外監査役 4名 13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき、報酬の額を決定しています。
なお、取締役、監査役に対する報酬は下記の額の範囲内において支払われたものです。
・取締役: 昭和59年6月29日開催の第75回定時株主総会で決議された月額17百万円
・監査役: 平成6年6月29日開催の第85回定時株主総会で決議された月額5百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会を始め重要な会議・行事については開催を案内し、出席を求めています。その他の主要な会議に

については日程を事前に通知し、それらの議事の結果を報告しています。また、社外取締役及び社外監査役からの調査依頼に対しては速やかに対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、常務会、リスクマネジメント委員会を設置しています。また業務遂行と監督の分離を志向し、執行役員制度を導入しています。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役6名で構成し、原則として毎月1回開催し、法令及び当社の決裁基準に定める重要事項につき、全監査役の出席のもとで、十分な審議により意思決定を行っています。取締役の任期は1年です。

(2) 常務会

機動的かつ適正な意思決定を行うため、取締役会審議事項以外の重要事項を審議する常務会を設置しています。常務会は取締役5名で構成し、常勤監査役の出席のもと、原則として毎月2回開催しています。

(3) 執行役員

取締役会決議により執行役員10名(うち取締役兼任5名)を選任しています。執行役員は、社長執行役員(代表取締役社長兼務)の指揮・命令のもとでそれぞれの担当業務を執行しています。執行役員の任期は1年です。

(4) 監査役会

監査役会は、原則として2か月に1回以上開催し、全監査役より、業務執行状況についての報告及び討議を行っています。監査役の任期は4年です。

(5) 会計監査人

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、適切な会計情報の提供と正確な監査を受けています。

(6) その他

法令上の諸問題に関しては、法律事務所2か所と顧問契約を締結するほか、社外の専門家とも密接な関係を保ち、適切なアドバイスを受けられる体制となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会における意思決定及び業務執行について、社外取締役の選任による第三者的な立場からの意見の取り入れや執行役員制度の活用により、正しい意思決定と監督・監視を効率的に行っており、社外監査役を含めた監査役会、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第106回定時株主総会(平成27年6月26日開催)招集通知発送日:6月5日(法定期日6月11日)
その他	自社ホームページに招集通知を掲載。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書(四半期報告書を含む)、適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書の作成、職場体験の受入れ等

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成22年7月23日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めています。この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 基本方針

- ・内部統制システムは会社の業務の適正を確保するために必要であるという認識の下、代表取締役社長をトップとする全社体制を構築する。
- ・取締役会等、業務の執行に関する審議及び報告について、基準等を社内規程として整備し、法令、定款及び社内規程に従って適正なる業務執行を行う。
- ・執行役員制の活用により、正しい意思決定と監督・監視を効率的に行う。また、日常業務においても、内部監査を実施し、監査役との連携を図り、監督・監視を確実に行う。
- ・内部統制のうち、特にコンプライアンス、リスクマネジメントの体制を主管する担当役員（執行役員を含む）を定め、推進担当部門を明確化し、全社的な取り組みを推進する。
- ・次項の体制を整備し、不断の見直しと改善によって、内部統制の実効性を継続して強化する。
- ・次項で各体制として示す担当役員、組織、委員会、その他の要素については、既存のそれを含め、他の体制と統合することがそれぞれの目的を損なわない場合には、統合によって重複を避け、効率的な運用を行う。

2. 整備すべき体制と構築方針

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、社内規程類及び管理マニュアル等に従って適正に保存・管理する。
- ・特に重要な情報を識別し、その漏洩・毀損・散逸等のないよう適切に保管する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメント運営のための規程類に則り、部門横断的な委員会を設置して全社的な視点によるリスクマネジメントを推進する。
- ・上記委員会等の全社的組織の活動及び内部監査等を通して、業務の執行における法令等の違反その他の事由による損失の危険の発見に努め、発見された危険については、速やかにこれに対する対応策の必要性を判断し、必要ならば基準、手順等を含む具体的な対応策を講じることができる体制とする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期計画及び年度計画を策定し、これらに基づき目標達成のための活動を行い、進捗について定期的に確認を行う。
- ・執行役員制度の採用により、役割を明確化し、より迅速な意思決定を図る。
- ・取締役会付議事項について取締役会規則を遵守し、資料の検討と審議を充分行っただけで経営判断を行う。
- ・日常の業務については、業務分掌、決裁権限等の社内規程類に従って適正な権限に基づく意思決定と執行を行う。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程、倫理規程、その他の規程類や行動基準を定め、自律性を重んじる気風の醸成に努める。
- ・コンプライアンス・マニュアルその他の運用ツールや、社内研修等を通して全社の法令・定款の遵守徹底を図る。
- ・法令・定款等の違反について内部通報を行うためのホットラインを設置する。
- ・コンプライアンス状況を監視するため、内部監査を実施する。
- ・万一違反等の問題が発生した場合には、速やかに取締役会及び監査役に報告し、必要に応じて委員会等により対応策を講じる体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンスのための体制の整備を担当する役員は、当社グループ全体のコンプライアンス確保のための体制を構築する権限と責任を持つものとする。
- ・内部統制のための体制構築方針をグループ内で共有し、一貫した体制づくりを行う。
- ・子会社の決裁及び報告については社内規程類を厳格に適用し、各社の取締役会等の機関を通して経営に関する決定を監督する体制とする。
- ・子会社における損失の危険が発見された場合は、上記と同様に取り扱う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役が求める場合には専任の使用人を置き、監査役の補助に当たらせる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人の評価、異動については、監査役会の意見を聞き、それを勘案して決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ・取締役会以外の重要な会議についても常勤監査役の出席を求め、情報の共有を図るとともに、意見等を聞くことができる体制とする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・管理本部、コンプライアンス推進室の各担当役員並びにリスクマネジメント担当役員、コンプライアンス担当役員は、監査役との連携を通じ、監査の実効性向上を図らなければならない。
- ・上記以外の役員についても監査役の意見を十分に尊重し、監査の実行性確保に協力しなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」の「三ない」を基本原則とし、断固としてこれと対決します。

なお、従来より上記の基本的な考え方を当社の企業行動憲章に明記するとともに、反社会勢力及び団体を排除するために、平素から警察、弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

また、万一反社会的勢力及び団体から、脅威を受けたり被害を受けたりするおそれのある場合は、必要な情報が対応統括部署である総務担当部門に報告され、専門機関と連携しながら、被害の拡大と未然防止を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示に係る基本理念

当社は、株価に影響を与える重要な会社情報については、発生の都度できる限り迅速にかつ正確・公平に開示することが公開会社の責務と考えております。そのために社内体制を整備し、適正な運用に努めております。

2. 情報管理制度

(1) 社内規程の整備

・内部者取引管理規程・同細則

当社は、上記社内規程を1989年に制定し、以後継続して運用しております。上記規程では重要情報の発生から公開までの情報管理手続きならびに役員・従業員等会社関係者の責務を規定しております。

(2) 情報管理責任者の設置

上記社内規程に基づき、社内取締役クラスの情報管理責任者を設置しております。

情報管理責任者は重要情報を一元管理し、公開の時期・方法を判断いたします。

また、情報公開に際しては情報取扱責任者として発表を行い、または照会に応じます。

(3) 情報管理制度の社内周知

全社員に対して、社内情報管理制度の講習を行っております。また、新入社員に対しては、入社時研修の一環として本制度の受講を義務付けております。

3. 社内体制の概要

(1) 重要な決定事実又は決算情報

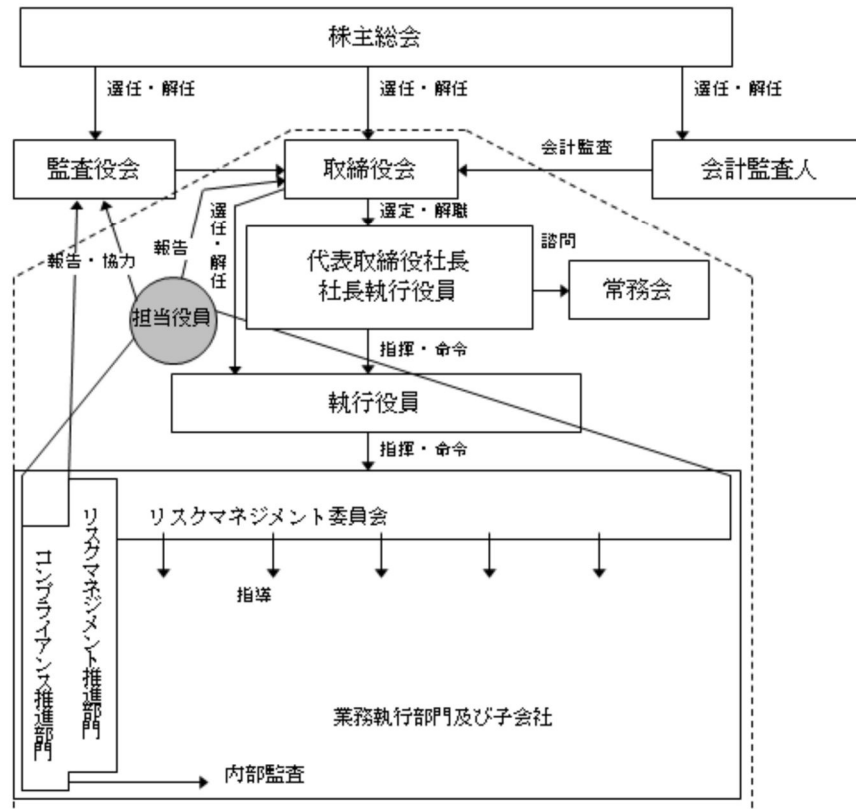
当社グループ内の重要な決定事実又は決算情報については、情報管理者(各部門長)は、経営企画部もしくは総務人財部を通じて情報管理責任者(情報取扱責任者を兼務、以下同じ)に報告を行います。報告を受けた情報管理責任者は代表取締役と事前協議し、取締役会付議及び外部公表の要否を決定いたします。適時開示事項に該当する場合は、取締役会決議後、速やかに情報管理責任者の指示により経営企画部もしくは総務人財部が情報開示すると共に、当社ホームページに掲載いたします。

(2) 重要な発生事実

当社グループ内の重要な発生事実については、情報管理者は、事実の発生後、速やかに経営企画部もしくは総務人財部を通じて情報管理責任者に報告を行います。情報管理責任者が代表取締役と協議の上、適時開示事項に該当すると判定した場合は、情報管理責任者の指示により経営企画部もしくは総務人財部が速やかに情報開示すると共に、当社ホームページに掲載いたします。

(3) 尚、上記(1)、(2)については、必要に応じ会計監査人と十分な協議を行い、指導を受けております。また、監査役会もしくは監査役も、取締役会を含む社内の重要会議に出席すると共に、必要に応じ社内各部門に対する事情の聴取を行う等、十分な監査を行っております。

・コーポレート・ガバナンス体制の模式図



・適時開示体制の模式図

